

【憲法】

問題 以下を読み、設問に答えなさい。

Xは、大韓民国籍の特別永住者である。日本で出生し、日本社会で育ち、A県において保健師として勤務していた。201*年、XはA県人事委員会（以下、人事委員会）が実施する管理職選考を受験しようとしたが、人事委員会が定める管理職選考実施要領には日本の国籍を有することが受験資格であると明記されていたため、受験申込書の受領を拒絶され、同年5月に実施された考査を受けることができなかった。

なお、A県における管理職としては、知事の権限に属する事務にかかる事案の決定権限を有する職員のほか、直接には事案の決定権限を有しないが事案の決定過程に関与する職員、さらには、専門分野の研究を行うなどの職務を行い、事案の決定権限を有せず、事案の決定過程に関わる蓋然性の少ない職員も若干存在していた。また、A県においては、管理職に昇任した職員に終始特定の職種の職務内容だけを担当させるという任用管理は行われていなかった。

Xとしては、管理職選考を受験できなかったことは自己の権利を侵害するものであると考え、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の支払いを請求した（以下、本件訴訟）。

設問1 Xは本件訴訟において、憲法に基づきどのような主張をするか、述べなさい。

設問2 設問1で述べた主張について、あなた自身の見解を述べなさい。

設問3 仮に、A県における任用管理が、管理職に昇任した職員は終始特定の職種の職務内容だけを担当するというもの（例えば医科学の分野で管理職選考に合格した職員は、そのまま従来の医科学の分野だけに従事するなど）であった場合は、設問2の解答は異なるであろうか。見解を述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2、設問3の順番で、かつ、〔設問1〕、〔設問2〕、〔設問3〕と見出しをつけて記入しなさい。